

## 商品概要説明書

ジャックス保証教育カードローン

(2020年10月1日現在)

商品名	教育カードローン
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"><li>○ご子女が教育施設（国内の短大・大学・大学院・専門学校）に入学予定または在学中の方</li><li>※お申込者ご本人様が入学（または在学中）の場合もご利用いただけます。</li><li>○お借入申込時の年齢が満20歳以上65歳未満の方</li><li>○安定継続した収入のある方</li><li>○当JA指定の保証機関（㈱ジャックス）の保証が受けられる方</li><li>○その他当JAが定める条件を満たしている方</li></ul>
資金使途	<ul style="list-style-type: none"><li>○就学されるご子女（またはお申込者ご本人様）の教育に関する全てのご資金（例）</li><li>①教育施設へ支払う入学金、授業料、学費</li><li>②新生活のお住まいにかかわる引越費用・アパート家賃等</li><li>③在学期間中の就学者の生活費</li></ul>
契約金額（極度額）	<ul style="list-style-type: none"><li>○10万円以上700万円以内（10万円単位）。</li></ul>
契約期間	<ul style="list-style-type: none"><li>○ご契約日から1年後の応当日の属する月の25日（休日の場合は翌営業日）までとします。ただし、ご契約者から解約の意思表示がなく、当JAが契約更新に支障がないと判断した場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とします。</li><li>○お借入れ期限（極度額の範囲内で随時お借入れができる期間の満了日となります。）は、次のいずれか早く到来する日とします。</li><li>①就学者の卒業予定年月の25日（休日の場合は翌営業日。）</li><li>②ご契約者が満70歳に達する年の当JA所定の日</li><li>○お借入れ期間経過後、お借入れ元金の返済期間（約定返済期間）となります。</li></ul>
借入利率	<ul style="list-style-type: none"><li>○変動金利とします。</li><li>○お借入利率には保証料を含みます。</li><li>○利率はJA所定とします。</li><li>詳細は、当JA融資窓口へお問い合わせください。</li></ul>
返済方法	<ul style="list-style-type: none"><li>○元金ご返済の据置</li><li>お借入れ期間中はお借り入元金の返済を据え置きし、お利息（保証料を含みます。）のみを毎月25日（休日の場合は翌営業日）にご返済いただきます。</li><li>○元金ご返済期間（約定返済期間）</li><li>毎月25日を約定返済日とし、約定返済日（休日の場合は翌営業日）にお利</li></ul>

	<p>息（保証料を含みます。）と契約金額（お借入れ極度額）に応じた約定返済元金をご返済いただきます。</p> <p>契約金額ごとのご返済額は次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="512 297 1366 837"> <thead> <tr> <th>契約金額（お借入れ極度額）</th> <th>ご返済額（約定返済元金＋利息）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10万円以上 70万円以下</td> <td>1万円＋利息</td> </tr> <tr> <td>80万円以上 150万円以下</td> <td>2万円＋利息</td> </tr> <tr> <td>160万円以上 230万円以下</td> <td>3万円＋利息</td> </tr> <tr> <td>240万円以上 300万円以下</td> <td>4万円＋利息</td> </tr> <tr> <td>310万円以上 380万円以下</td> <td>5万円＋利息</td> </tr> <tr> <td>390万円以上 460万円以下</td> <td>6万円＋利息</td> </tr> <tr> <td>470万円以上 530万円以下</td> <td>7万円＋利息</td> </tr> <tr> <td>540万円以上 610万円以下</td> <td>8万円＋利息</td> </tr> <tr> <td>620万円以上 690万円以下</td> <td>9万円＋利息</td> </tr> <tr> <td>700万円</td> <td>10万円＋利息</td> </tr> </tbody> </table> <p>○任意返済</p> <p>毎月の約定返済のほかに、当 J A の窓口あるいは A T M<sup>(注)</sup>からお借入れ(貸越)専用口座へ随時ご入金いただくことも可能です。ただし、随時ご入金(ご返済)いただきましても毎月のご返済(約定返済)をされたことにはなりませんので、次回約定返済日に約定返済額をご返済いただきます。</p> <p>(注) J A の組合員の資格のない方につきましては、A T M からの返済金額に制限がございますので、ご注意ください。</p>	契約金額（お借入れ極度額）	ご返済額（約定返済元金＋利息）	10万円以上 70万円以下	1万円＋利息	80万円以上 150万円以下	2万円＋利息	160万円以上 230万円以下	3万円＋利息	240万円以上 300万円以下	4万円＋利息	310万円以上 380万円以下	5万円＋利息	390万円以上 460万円以下	6万円＋利息	470万円以上 530万円以下	7万円＋利息	540万円以上 610万円以下	8万円＋利息	620万円以上 690万円以下	9万円＋利息	700万円	10万円＋利息
契約金額（お借入れ極度額）	ご返済額（約定返済元金＋利息）																						
10万円以上 70万円以下	1万円＋利息																						
80万円以上 150万円以下	2万円＋利息																						
160万円以上 230万円以下	3万円＋利息																						
240万円以上 300万円以下	4万円＋利息																						
310万円以上 380万円以下	5万円＋利息																						
390万円以上 460万円以下	6万円＋利息																						
470万円以上 530万円以下	7万円＋利息																						
540万円以上 610万円以下	8万円＋利息																						
620万円以上 690万円以下	9万円＋利息																						
700万円	10万円＋利息																						
利息の計算方法	○毎日の最終残高について付利単位を 100 円とした 1 年を 365 日とする日割計算とします。																						
担保	○不要です。																						
保証人	○当 J A が指定する保証機関(株ジャックス)の保証をご利用いただきますので、保証人は不要です。																						
手数料	○A T M をご利用いただく時間帯によって所定の手数料がかかる場合がございます。																						
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当 J A 本支店(所)または当 J A 担当部署<sup>(注)</sup>にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>(注) 担当部署…当 J A の窓口にお尋ねください。</p> <p>また、J A バンク相談所(電話: 03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。当 J A 担当部署<sup>(注)</sup>または J A バンク相談所にお申し出ください。</p>																						

	<p>(注) 担当部署…当 J A の窓口にお尋ねください。</p> <p>なお、直接お申し立ていただくことも可能です。</p> <p>東京弁護士会 紛争解決センター (電話：03-3581-0031)</p> <p>第一東京弁護士会 仲裁センター (電話：03-3595-8588)</p> <p>第二東京弁護士会 仲裁センター (電話：03-3581-2249)</p> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 (以下「東京三弁護士会」という。) では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</li> <li>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。</li> </ul> <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>
その他	<p>○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</p>

長野県 J A バンク

本商品にかかる当組合の担当部署

JA 中野市 融資課 (電話：0269-26-1184)